

Check!

令和8年12月1日に改正法が施行!

経営者・お勤めの方・フリーランスの方必見!

公益通報者保護法 を 知っていますか?



公益通報者保護法とは

「公益通報者保護法」は、従業員が、お勤め先の不正行為を通報したこと（公益通報）を理由とする、解雇や降格、不自然な異動などの不利益な取扱いから保護されるための条件を定めています。従業員が301人以上のお勤め先には、内部通報窓口の設置、従事者の指定義務があります。また、従業員の数にかかわらず、通報者探し、通報を妨害することなどが禁じられています。

お勤め先の法令違反行為を通報

- ① お勤め先へ または
- ② 行政機関へ または
- ③ 報道機関等へ

調査・是正

通報者に関する秘密を守るように定められています

従業員



不利益な取扱いを禁止
通報を理由とした解雇、降格など

重大な不正行為

お勤め先

通報できる人

公益通報者保護法上、保護の対象となる通報者の範囲



従業員

正社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー、業務委託先の従業員や派遣社員



役員

取締役や監査役などの経営に携わっている人



フリーランス

事業者と業務委託関係にあるフリーランス（※1）及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランス



退職者

退職して1年以内の従業員

※1 フリーランスの定義は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第2条を引用して規定。

通報できる内容

公益通報の対象となるのは、公益通報者保護法や政令で定められた法律に違反する犯罪行為や過料にあたる行為であり、全ての法令違反行為ではありません。

公益通報の対象となる法律（例）	個人の生命・身体の保護	●刑法 ●食品衛生法 ●道路運送車両法 ●建築基準法 ●家畜伝染病予防法 ●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
	消費者の利益の擁護	●金融商品取引法 ●食品表示法 ●電気事業法 ●景品表示法
	環境の保全	●大気汚染防止法 ●廃棄物処理法 ●水質汚濁防止法 ●土壌汚染対策法 ●悪臭防止法
	公正な競争の確保	●独占禁止法 ●不正競争防止法 ●製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
	その他	●個人情報保護法 ●労働基準法 ●著作権法 ●不正アクセス禁止法



通報できる先

公益通報の対象となる通報先は3種類で、それぞれ不利益な取扱いから保護されるための条件が異なります。

①

お勤め先（内部通報窓口、上司など）

保護の条件 不正があると思うこと

②

行政機関

保護の条件 (i) 不正があると思うに足りる相当の理由があること（目撃情報・証拠があることなど）、又は、
(ii) 不正があると思い、氏名などを記載した書面を提出すること

③

報道機関等

保護の条件 (i) 不正があると思うに足りる相当の理由があること（目撃情報・証拠があることなど）、及び、
(ii) 証拠が隠滅されるおそれが高い、組織内で不正が蔓延しているなどの事情があること

通報しても、大丈夫？



通報をしたら、それを理由に解雇や降格、不自然な異動など、お勤め先からの報復を受けるのではないかと不安になる方もいると思います。ですが、公益通報にあたる通報であれば、①通報者に対する不利益な取扱い ②通報者に対する損害賠償請求 ③通報者を特定する情報の漏洩が禁止されています。公益通報から1年以内の解雇・懲戒であれば、公益通報を理由とするものと推定されます。なお、公益通報を理由として解雇や懲戒を行った個人や事業者に対して刑事罰が科されることがあります。

あなた自身はもとより、会社、同僚、顧客、取引先、消費者、株主などを守るために、お勤め先の不正行為を把握したら、早期に通報し、不正行為を止めることが重要です。

公益通報をしようとする時や通報後に相談する相談先

個別の通報や通報後の不利益な取扱いに関わる相談窓口・法制度の情報
法テラス



公益通報をしたことを理由とする解雇等の不利益な取扱いを受けた場合など、民事上の個別労働紛争に関する相談
厚生労働省



消費者庁への公益通報窓口及び公益通報以外の当庁の相談窓口
消費者庁



公益通報者保護法について、さらに詳しい情報はこちら

消費者庁ウェブサイト 「はじめての公益通報者保護法」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

消費者庁 公益通報者保護法

